

大丈夫ですか？ 提出書類に

個人番号（マイナンバー） の記載

はありませんか。

裁判所に書類を提出する際には、

①マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。

②マイナンバーが記載されている場合には、

記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、あるいは

マイナンバー部分を隠して写しを作成し、それを提出してください。

※ 民事裁判の手續において、マイナンバーが記載された書面の提出が必要になるのは、マイナンバーの漏えいを原因とする損害賠償請求訴訟において、不法行為を立証する場合等に限りません。

御不明な点がありましたら、遠慮なく職員にお尋ねください。

千葉地方裁判所民事部